

○「いじめ110番運用要領」の全部改正について

〔平成24年11月14日少乙達第55号、県相乙達第21号〕
石川県警察本部長から本部内所属長あて

- 対号1 平成23年3月24日付け少乙達第18号、県相乙達第7号「「いじめ110番運用要領」の制定について（通達）」
- 対号2 平成24年11月14日付け少甲達第54号、県相甲達第90号「学校におけるいじめ事案への適切な対応について（通達）」
- 対号3 平成23年2月28日付け県相甲達第2号他「警察安全相談取扱要綱の制定について（通達）」

いじめ110番については、対号1に基づき運用しているところであるが、今般、対号2により学校におけるいじめ事案への対応要領が示されたことを受け、別添のとおり「いじめ110番運用要領」を全部改正したので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、対号1は廃止する。

別添

いじめ110番運用要領

第1 趣旨

いじめに起因する少年の自殺や悪質ないじめ事案が全国的に後を絶たず、大きな社会問題となるなど、大変憂慮すべき状況にある。

このような現状にあつて、警察としても、いじめ問題を早期に認知し、問題の解消や被害拡大防止等を図る必要があることから、いじめ相談電話を活用し、専門的に被害少年等からのいじめ事案を受理することにより、早い段階での被害少年の保護や立ち直り支援、加害少年に対する適確な措置指導等、迅速な対応を図るもの。

第2 設置場所

生活安全部少年課（以下「少年課」という。）に設置し、勤務時間外は警察本部当直に転送する。

第3 名称及び電話番号

- 1 名称 「いじめ110番」
- 2 電話番号（フリーダイヤル） 0120-^{もういいなやむな}61-7867

第4 受理体制等

- 1 相談は、常時受理する。
- 2 受理担当者

- (1) 勤務時間内の受理担当者
原則として、少年課所属の少年相談専門員及び少年警察補導員とする。
- (2) 勤務時間外の受理担当者
警察本部の一般当直に従事する警察官とする。

第5 運用体制

1 運用責任者

少年課長を運用責任者とし、いじめ110番の運用全般について統括するものとする。

2 相談担当責任者

少年課少年サポートセンター長を相談担当責任者とし、相談内容に対する事後措置の指導、関係機関との連絡調整、受理担当者に対する指導教養等を行うものとする。

第6 運用上の留意事項

- 1 相談の受理に当たっては、対号2及び対号3に従い、適切な対応、報告、引継ぎ等を行うこと。
- 2 警察安全相談記録簿を作成する際には、備考欄にいじめ110番により受理の旨を記載すること。

第7 教養の実施

いじめに関する相談は、少年相談の中でも特に専門性を必要とすることから、カウンセリング技術や関係する他機関の業務等に関する知識が必要不可欠であり、運用責任者及び相談担当責任者は、受理担当者のこれら能力の向上のため、部外教養を含む各種教養の実施に努めること。

第8 広報活動

各種広報媒体やあらゆる機会を利用して「いじめ110番」の広報に努め、広く利用の促進を図ること。